

障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会（第1回）

配布資料

○委員提出参考資料

○事務局配布資料

（資料54 ～ 資料69）

現代思想 Vol. 37-13 (2009 年 10 月) 所収

# 「ポスト障害者自立支援法」のスキーム

民主党の障害者関連政策を評価する

岡部 耕典 (早稲田大学)

評価できる。すばやく、しこしことやればよい

「障害者自立支援法廃止」「財源」「優先順位」のことなどを巡り、「民主は本気なのか」と危惧？する声などもあり、もっともと思えるところもある。しかしそのまえに、この党が政権をとったのちにいったいどんなことをどのようなスキームでやろうとしているのか。これが実はよく知られておらずあまり語られてもいない。

そこで、民主党の障害者政策について、マニフェスト／政策集だけでなく、すでに公開されている障がい者制度改革推進法／推進本部スキーム、民主党障がい者政策プロジェクトチーム (PT) 報告書などを突き合わせ読み込んでみる。すると、この取り組みが意外なほど実直かつ「正攻法」であり、取り上げるべき論点は網羅され、取るべき方向性も直截に示されていることがわかる。

となれば、「スタンドプレイ」は必要なく、「煽り」に乗ることもない。まずは「推進法」をすみやかに（すでに完成しているのだから次の国会で必ず）成立させ、そのうえで「委員会」を立ち上げて、あとは慌てず／弛まず、「5年の期限」を刻めばよいのではないか。つまりは（かつての）「地域生活の在り方検討会」をきちんとやり直すこと、そのプロセスを愚直に歩み尽すことが財源と政策のフィージビリティを担保し、自立支援法「廃止」をその（当然の）「帰結」とし得る。

個々の「約束」もさることながら、構想されている政策形成の「かたち」がまず評価できる。だから、すばやく、しこしことやるのがよく、あとは結果についてこさせる、この4年間は無駄ではなく、それだけのものが出来ている、そのように思う。

## マニフェスト及び政策集のこと

民主党マニフェスト<sup>ii)</sup>における政策各論 55 項目のなかで障害者政策を焦点化しているのは『障害者自立支援法』を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す」という表題の 26 番目の項目である。その「政策目的」は「障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる」ことであり、その目的達成のための「具体策」として、『障害者自立支援法』を廃止し、『制度の谷間』がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する」及び「わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、『国連障害者権利条約』の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に『障がい者制度改革推進本部』を設置する」の 2 つが掲げられている。

このマニフェストに先立って発表された政策集 INDEX2000<sup>iii)</sup>においては、「厚生」の領域において「障がい者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定」という表

題でより詳しい記述がある。さらにこの項目に加え、「内閣」では「障がい者差別禁止」、「文部科学」では「インクルーシブ（共に生き共に学ぶ）教育の推進」、「年金」では「無年金障がい者救済の拡充」という項目が立てられており、障害者基本法の差別禁止条項の手直し<sup>v</sup>ではない独立した「障がい者差別禁止法」を制定すること、特別支援教育を見直し「障がい者と健常者がともに学ぶことを原則」とした教育への転換を行うこと、障害者の所得保障の考え方の再構築につながる可能性も秘めた特別障害給付金制度の見直しに関する議論を行うことなど、障害者権利条約の批准を前提とすれば当然焦点化させなくてはならないイシューに対して明確に一定の方向感が示されている。

## 「障がい者制度改革推進法」というスキーム

これらのマニフェストや政策の内容は、民主党障がい者政策プロジェクトチーム（PT）により作業が進められ2009年3月19日の中間報告<sup>v</sup>を経て4月14日に参院に提出された「障がい者制度改革推進法案」<sup>vi</sup>に準拠するものである。実は、衆院の解散に伴って審議未了のままいったん廃案となったこの法案こそが民主党障害者政策の真の（かつ詳細な）マニフェスト兼その実現を担保するスキームといえる。つまり、民主党の障害者政策は、マニフェストや政策集の字面をためすがめつしあるいは報告書等から憶測するのではなく、政権確立後障害者自立支援法の改廃も含むすべての障害者政策に先立ち再提出されるはずのこの法案から読み込んでいく必要がある。

まず、第1条に法の目的があり、これを読む。「障がい者の自立及び社会参加の支援等を一層推進するとともに、障害者の権利に関する条約において締結国が措置をとることとされている事項を達成するために、障がい者に係る制度の抜本的な改革と基盤の整備を行うことが緊要な課題であることに鑑み、障がい者制度改革について、その基本的な理念及び方針並びに国の責務を定めるとともに、障がい者制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進すること」と言われる。

となれば、目的するのはあくまで障害者権利条約の批准のために必要な「障がい者に係る制度の抜本的な改革と基盤整備」であり、そのために政策の実施を担保するスキームを創設する組織法を作るということになる。つまり、障害者自立支援法の改廃はその帰結（のひとつ）に過ぎず、かつ、この法はたんに理念を謳う（が実施を担保しない）障害者基本法のような理念法ではない。これはなかなかの（良い意味での）「大風呂敷」であり「直球」ではないか。

## 「障がい者制度改革推進本部」というフレーム

次に、その要となる「障がい者制度改革推進本部」について。法案及び関連資料<sup>vii</sup>によれば、それは従来の職員を中心とした省庁横断の連絡調整機構である障害者施策推進本部に代わり、「障がい者制度改革の総合的・集中的推進（①障がい者制度改革の総合調整②障がい者制度改革推進計画の案の作成及び推進③必要な法律案及び政令案の立案等）」を行うために5年の期限を定めて設立される内閣総理大臣を本部長とする機構である。そして、その実務は「障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者」<sup>viii</sup>からなる調査審議機関である「障がい者制度改革推進委員会」及び分野・目的別作業部会とし

ての「各課題別専門委員会」に委ねられ、実施に必要な事務は「障がい者等で民間の優れた識見を有するものの登用を想定」する前提で内閣府が一元的に担当するのだ、という。つまりは、内閣総理大臣直轄・当事者参画・政策主導型の画期的な政策決定メカニズムの創出が（少なくとも「構想」としては）めざされている、ということである。

## 約束／進められる政策の実際

続いて、約束され、進められるであろう政策の実際について。INDEX2009 記載内容からさらに踏み込んだ推進すべき具体的な政策が同法案第 4 条から第 18 条までに示されており、同時に発表された民主党障害者 PT 報告書<sup>ix</sup>も参照しつつ、その意味するであろうところを以下に整理する。

### ① 障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関（第 4 条）

- ・新たな（中障協とは独立した）モニタリング機関を政府に（内閣府に）設置する。

### ② 障害を理由とする差別等の禁止に係る制度（第 5 条）

- ・（障害者基本法の一部改正で対応するのではなく）新たに障害者差別禁止法を制定する。

### ③ 障がい者に対する虐待の防止に係る措置（第 6 条）

- ・（いったん廃案となった）障害者虐待防止法を成立させる。

### ④ 選挙等（第 7 条）

- ・障害者が候補者情報・投票行為へ容易にアクセスできるようにする。

### ⑤ 司法に係る手続き（第 8 条）

- ・障害者が犯罪捜査・取り調べの対象となった際に意思疎通仲介を含めたアドボケイトを確保する。

### ⑥ 教育（第 9 条）

- ・義務教育をインクルーシブ教育が基本となったものへと転換する。（ただし本人又はその保護者が希望する場合は特別支援学校／学級も選択しうるものとする）
- ・インクルーシブ教育実現のために必要な人的体制、教材、施設や設備等の環境整備を行う。
- ・高等教育その他義務教育以外の教育も上記に準じる。

### ⑦ 障害者が円滑に利用できる製品、施設等の普及等（第 10 条）

- ・環境、計画、サービスを含む総合的なユニバーサルデザインを推進する。
- ・バリアフリー住宅建築への支援を行う。

### ⑧ 情報の入手、利用等（第 11 条）

- ・国や自治体の事務にかんする情報、災害情報へのアクセシビリティを確保する。
- ・放送、通信、インターネット等における情報バリアフリーを推進する。

### ⑨ 雇用等（第 12 条）

- ・障害者法定雇用率を引き上げ、対象となる障害の範囲も拡大する。
- ・障害者雇用に際して必要となる人的・施設設備等の整備に対する事業所支援を行う。
- ・障害者自身による（社会的事業所等の）起業を支援する。
- ・国や自治体が公共・委託事業を民間業者に発注するときに、一定の障害者雇用率の達成

を前提とすることを検討する。

⑩ 所得保障（第 13 条）

- ・障害年金の支給額の引き上げと支給対象者拡大を図る。
- ・無年金障害者に対する特別障害給付金制度の拡充を図る。
- ・障害手当を「就労による所得を補完するもの」と位置づけ、支給対象者の拡大及び支給額の引き上げを行う。
- ・「賃貸住宅等における居住に要する費用に係る手当」（住宅手当）を創設する。

⑪ 障害福祉サービス等（第 14 条）

- ・障害者の定義を「何らかの障害により自立及び社会参加のために支援を必要とする者」を含むものに変更し範囲を拡大する。
- ・障害別の手帳制度を廃止する。
- ・支給決定方式を「障がい者の意思が真に尊重されたもの」へと変更し、「地域社会において自立した生活を営むのに十分な」給付を確保する。
- ・サービス利用の自己負担を応能負担へ変更する。
- ・障害種別で区分されるのではなくニーズに応じてサービスが選択・利用できるしくみとする。

⑫ 障がい児の福祉（第 15 条）

- ・（他の地域福祉との整合性確保のため）障害児（通所）施設入所の支給決定権を都道府県から市町村の福祉事務所へ移譲する。
- ・障害児に必要な医療、療育等を提供する地域施設の整備と充実を図る。

⑬ 医療（第 16 条）

- ・自立支援医療を（「自立支援法以前の負担水準を勘案した」）応能負担へ変更する。
- ・精神保健福祉法に定める保護者制度、措置入院制度を見直す。

⑭ 難病対策（第 17 条）

- ・（難治性疾患克服調査等の）難病対策や難病患者の医療費負担軽減等を法制化する。

⑮ 障がいのための施策に関する予算の確保（第 18 条）

- ・障害者施策に対する国家予算の確保は GDP 比の数値目標を定めて行う。\*

やや控えめな書きぶりとはいえ、「予算の確保」に係る第 18 条にも注目。障害者権利条約批准にあたり必要となるそのほかの論点として成年後見制度と「支援をうけた意思決定」、医療観察法の問題などがいわれるであろうが、その他「必要な措置」の追加については第 19 条で「必要な措置を講ずる」と（一応）担保されてもいる。

## 最後に、「障がい者総合福祉法（仮称）」について

このように見てくると、同法案には「障がい者総合福祉法（仮称）」の詳細は語られておらず、「障害者自立支援法廃止」の文言もないことに気づく。実は公開されている「障がい者総合福祉法（仮称）」の概要としては、障がい者政策 PT 報告書<sup>xi</sup>の最後の 2 ページに「障がい者の総合福祉施策の改革推進の方向性（「障がい者総合福祉法（仮称）」の在り方）」と題して以下のような論点が示されているのみである。

- (1)障害者の範囲について「制度の谷間」をなくし、「発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害」などを含むものとする。障害手帳を廃し障害種別によらない「社会参加カード（仮称）」を交付する。
- (2)利用者負担は「定率負担（応益負担）」を廃し「応能負担」を基本とする。負担額の算定は「世帯単位（家計）」ではなく「個人単位（利用者本人、配偶者を含む）」とする。
- (3)「障害程度区分」は廃止し、「ソーシャルワーカー等調査専門員（仮称）」がサービス利用ニーズ調査を行い、「サービス支給に係るガイドライン（仮称）」に基づき作成されたサービス支給内容を「サービス給付の決定を行うための地域における検討委員会」である「障がい者サービス委員会（仮称）」が決定し、「実施機関（市町村等）」に指示する方式に変更する。
- (4)個別給付を「生活・社会参加サービス支援」という名称で再構成する。（グループホーム、ケアホーム、介護を）「現行のケアホームのように必要な場合に介護支援が受けられるように柔軟に対応する」ことが可能な「居住支援（新グループホーム）」として統合する。
- (5)日額方式を廃止し月額方式を基本とする（つまり個別に日額方式を取り入れることは排除しない）制度に戻す。施設整備費及び人件費の単価を引き上げる。
- (6)移動支援と日常生活用具給付を個別給付（「生活・社会参加サービス支援」）に戻す。「コミュニケーション支援（手話通訳等を行う者の派遣）」は原則自己負担なしとする。
- (7)現行の「地域自立支援協議会」を中核として「相談事業の体制強化（社会福祉法人やNPO、ピアカウンセリングを積極的活用）」を行う。
- (8)地域自立支援協議会も活用し一般就労を促進する。「一般就労以外の就労的事業（授産施設、福祉工場、更生施設、小規模作業所等）」を整理し、現行の「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」のうち就労支援にかかわる事業について統合・簡素化する。

これがすべてであり、かつ、これらはいくまで PT 内部の議論の現時点における到達点としてのみ示されている。つまり、これらが政策として実現するについても「各課題別専門委員会」の作業を経て「障がい者制度改革推進委員会」の審議に委ねられることが（推進法で）約束される。そうだとすると、今回のスキームは少なくともこれまでの「審議会」等々にはないきわめて誠実でまっとうで愚直なまでに「民主的な」ものであることは否定のしようもなく、それだけでも「政権交代」の意味はあった、ということになるのではないか。

（おかべ こうすけ・社会福祉学）

<sup>i</sup> 「社説：視点 衆院選 障害者施策『民主は本気なのか』論説委員・野沢和弘」（毎日新聞 09.8.20）

<sup>ii</sup> Manifesto2009 [http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/pdf/manifesto\\_2009.pdf](http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/pdf/manifesto_2009.pdf)

<sup>iii</sup> INDEX2000(09.07.17) <http://www1.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/index.html>

<sup>iv</sup> 政権交代前の国会で障害者基本法に（形ばかり）「合理的配慮」の文言を付け加え、（年に1回も開かれない）中央障害者施策推進協議会を障害者権利条約のモニタリング機関とすることで障害者権利条約を（とりあえず）批准して（つまり結果として骨抜きにして）しまおう、という政策側のシナリオが描かれ

ていた。

v(中間報告)「障がい者制度改革推進法案」資料(2009.03.19)<http://www1.dpj.or.jp/news/?num=15512>

vi障がい者の声を施策に反映へ 障がい者制度改革推進法案を参院に提出  
(2009.04.14)<http://www.dpj.or.jp/news/?num=15723>

障がい者制度改革推進法案(09.04.08)<http://www.dpj.or.jp/news/files/090414houan.pdf>

障がい者制度改革推進法案要綱(09.04.08)<http://www.dpj.or.jp/news/files/090414youko.pdf>

障がい者制度改革推進法案 改革推進本部に関する対比図(09.04.08)

<http://www.dpj.or.jp/news/files/090409img.pdf>

vii障がい者制度改革推進法案 改革推進本部に関する対比図

(09.04.08)<http://www.dpj.or.jp/news/files/090409img.pdf>

viii 委員は「20名以内」「非常勤」とされている。

ix 「民主党障がい者政策 P T 報告「障がい者制度改革について～政権交代で実現する真の共生社会」

(09.04.08) <http://www.dpj.or.jp/news/files/090408report.pdf>

\* 日本の GDP 比障害関連社会支出 (Incapacity-related benefits : 障害年金、労災、傷病手当等) は 0.88% (2005 年度。高齢関連社会支出は GDP 比 8.9%) である。また、社会支出全体に占める構成比も 4.61% に過ぎずかつ 1999 年から 6 年間で 18%低下している (高齢関連社会支出は構成比 46.9%・16%の上昇)。これに対して、2005 年度の欧米諸国における GDP 比障害関連社会支出は、アメリカ 1.47%、イギリス 2.42%、ドイツ 2.93%、フランス 1.98%、スウェーデン 6.02%となっており、日本の 1.7 倍から 6.8 倍である。この圧倒的な「格差」には「OECD 基準の社会支出は、ILO 基準に比べて範囲が広く、施設整備費などの直接個人に移転されない費用も計上されている」(同ページ) という「弁明」は虚ろに響く。

(国立社会保障・人口問題研究所サイト <http://www.ipss.go.jp/> > 社会保障 > 平成 18 年度社会保障給付費 > 【付録】 OECD 基準の社会支出の国際比較) のデータに基づく)

xi 「民主党障がい者政策 P T 報告「障がい者制度改革について～政権交代で実現する真の共生社会」

(09.04.08) <http://www.dpj.or.jp/news/files/090408report.pdf>

2010年4月27日

障がい者制度改革推進本部  
本部長 鳩山由紀夫 殿

「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会  
代表 横山 晃久

## 障害者の地域生活確立と障害者自立支援法見直しに関する 緊急要望（予算関連事項）

日ごろより障害者の地域生活、権利確立にご支援いただき誠にありがとうございます。  
私ども「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」には、自立生活センターやヘルプセンター、作業所やグループホーム等、障害者の自立支援に取り組んでいる全国各地の639の障害者団体が参加しています（ほとんどは障害当事者の団体です）。身体、知的、精神障害、難病といった様々な障害当事者団体が集まり、障害種別を超えて地域生活・自立生活を実現できるサービス・法制度を求め活動を続けています。

現政権は「障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくること」を方針として掲げています。そして、今年1月7日付けの国と障害者自立支援法訴訟団との基本合意において、「立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行」したことによって、「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」との心からの反省が、厚生労働大臣より表明されました。

その後、1月12日には障害当事者等が多数参画した障害者制度改革推進会議が立ち上がり、障害者権利条約批准のための法整備をはじめとした改革が集中的に行われることになりました。

今後、「自立支援法」に代わる障害者総合福祉法が検討されていくこととなりますが、これまでの反省をふまえるならば、地域で実際に生活している障害当事者の声を十分ふまえた検討が求められます。そして、一方で、放置され続けている「制度の谷間」の問題や、地域格差が拡大するばかりの移動支援事業、重度障害者の長時間介護の確保等の課題に対して速やかに緊急措置の実施が何としても必要です。

こうした認識に立ち、新法への切り替えを念頭に現行の障害者自立支援法の下でも実行可能な見直しについて、以下のとおり要望します。（具体案は別紙〈解説資料〉をご参照下さい）

### 1. 障害の範囲

(1) 「制度の谷間」のない障害者総合福祉法に向けて、障害者手帳要件による入り口規制を見直し、緊急対策、経過措置を提言すること。

障害者総合福祉法の成立を待たずしてできる、緊急対策、経過措置において、障害の手帳をもっていない難病等の人でも、医師の意見書、1週間の利用計画票等を提出したものは入り口で排除せず、他のものとの平等を基礎として、日常生活、社会生活上の参加に制限が認められる人については介護、就労支援等の施策にアクセスできるように経過措置を講じるべきである。障害者自立支援法の成立時や3度の緊急対策からも洩れていた経緯もかんがみ、今回は優先順位をあげて対策を取る必要がある。又、制度の谷間のない障害者総合福祉法にむけた制度設計へソフトランディングさせていく経過措置にも繋がる。

(2) マニフェスト、与党3党合意、長妻厚生労働大臣も言及しているように「制度の谷間」のない



総合的な福祉施策は急務である。肅々と実行すること。その際は、法律改正を伴う障害の範囲見直しを含め、必要としている人が排除されないよう抜本的に障害者施策を改正すること。

民主党マニフェスト

「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

#### 【具体策】

○「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。

民主党 「障がい者制度改革推進法案」より

#### ① 障がい者の範囲・定義について

「障害者自立支援法」第4条定義を早急に見直し、いわゆる「制度の谷間」と指摘されていた「発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害」などを含む定義となることを基本とする。障がい者等の範囲・定義を見直し、いわゆる「制度の谷間」と言われる福祉サービスの対象外をなくし、幅広く福祉サービスが利用できるようにする。

- (3) 障がい者制度改革推進本部のもとに新設した改革推進会議では難病等の代表が入っていない。「私たち抜きに、私たちに関することを決めないこと」。早急に部会等を設置し、当事者参加を保障させること。

## 2. 地域生活

(1) いかなる障害を持っていても、家族に依存することなく地域で自立した生活を送ることが出来るように、いわゆる見守り介助を含めた必要な量の支給決定を行うこと。

### (2) 知的障害者・精神障害者も重度訪問介護を利用できるようにする

知的障害者や精神障害者も地域で自立した生活を送るためにいわゆる見守り介助を含めた長時間介助が必要な人がいる。施設や病院にいる人も長時間の見守りを含む介助があれば、多くの人が地域移行できる。しかし自立支援法では居宅内では主に家事援助しか受けることができず、家事援助は原則1回1.5時間以内の支給決定しか受けることができない。市町村の判断で1.5時間を超える長時間の支給決定も可能とされているが、実態としてこの制限があるためほとんど支給決定がだされていない。早急に現行制度において家事援助の1.5時間の支給決定制限を撤廃し、知的・精神障害者が長時間介助を利用して地域生活をしている先進事例などを示し、市町村が知的・精神障害者にも長時間介助の支給決定をできるように促進すること。

その上で、重度訪問介護のように知的・精神障害者が見守り待機を含め居宅内でも外出にも利用できる介助制度を地域で自立生活をする当事者の意見をもとに検討し、制度化すること。

### (3) 移動支援を個別給付化する

自立支援法では移動支援が居宅サービスから切り離され、地域生活支援事業となった。義務的経費ではないために国からの補助金が不足し、ほとんどの市町村で利用者のニーズを満たす量のサービスを提供できていない。支援費時代に比べて市町村格差も大きくなっている。早急に知的障害者、視覚障害者、身体障害者の移動支援を個別給付に組み入れ、義務的経費とすること。なお、新法制定までの間は、利用実績の1/2を国が負担とすること。

### (4) 国庫負担基準を廃止し利用実績の2分の1を国が支弁する仕組みにする

2009年度に国庫負担基準額が見直されたが、長時間介助には対応していない。そのため多くの市町村では負担が増えることを恐れて、利用者にとって本来必要な時間数の支給決定を出していない。実質的に国庫負担基準額が支給決定の上限となっている。いわゆる見守り介助を含めて利用者1人1人

の必要な量の支給決定がされるように、国庫負担基準を廃止し、市町村が支給決定をしている2分の1を国が責任を持って支弁する仕組みとすること。

#### (5) 重度訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業

平成21年度から国庫負担基準超過市町村への基金からの助成事業がスタートしたが、中核市は助成対象外となっている。現状では、先進的な市町村に重度障害者が集中しやすい実態があり、中核市のなかには国庫負担基準を超過するところもある。助成対象外とすると、国庫負担基準を超過しないように本来必要な量の支給決定をしないという要因になってしまう。このような現状を勘案し、中核市も助成対象とすること。また、この助成事業をやろうとしない都道府県もある。厚労省から強い働きかけを都道府県に行うこと。

### 3. 地域移行

地域生活を支える社会資源の育成が決定的に遅れており、施設・病院からの地域移行は進んでいない。現在実施されている「地域移行」の支援内容については、「相談・情報提供中心」であり、当事者の地域生活体験の保障の観点弱い。「地域移行」の実践的な基盤を構築していくことが必要である。

- ・ 施設・病院からの地域移行期間における、個別支援計画の作成、関係機関との連絡調整（コーディネート機能）、ピアカウンセリング等による当事者へのアプローチや支援、ならびに体験宿泊・体験外出時におけるヘルパー利用等を確実に保障すること。
- ・ そのためのマンパワー確保等の財源を十分に確保すること。
- ・ 新設された「障害者総合福祉推進事業」については、地域移行の実践について重点的な課題として設定し、地域団体が中心となった複数ヶ所でのモデル事業に取り組むこと。

とりわけ、精神障害者の地域移行に関しては

- ・ 精神科病院からの退院可能とされた10年間に7万2千人の地域移行を実行するために、特別な処置を講じること。
- ・ 精神障害者地域移行支援特別対策事業は昨年度と同じ17億円予算のままで、施設からの移行は付け足しでしかない。何年、何十年も施設・病院で暮らしてきた当事者にとっては地域生活体験とその支援が非常に重要であり、本人が安心して移行できるように予算を強化すること。
- ・ 現状の行政が行う退院促進支援事業だけでは、十分な地域移行が進んでいない。民間で精神科病院からの地域移行支援を行っているところに助成を行うこと。
- ・ 地域移行していく本人にも、旅費・食事代・外出外泊訓練費等を保障すること。
- ・ 身体機能を中心にしたADLに偏った障害程度区分によって、サービスの必要度が低く評価され「生活上必要な支援」が保障されない状況が続いている。行政の窓口では、精神障害者の生活ニーズが認められず、サービス利用が水際で拒否される実態を生み出しており、これを改善すること。
- ・ 支給決定がでてもサービスを提供する事業所が見つからない状態が続いている。精神障害者のためのサービスが円滑に提供されるように、事業所の整備基盤について根本的な対策を講じること。
- ・ 退院支援施設については、この間の事業状況について公開すること。この事業が病院の「経営のための支援」としてしか機能せず、実態としては単に看板を付け替えるだけで、利用者の実質的な「社会的入院」の延長をもたらすものであることを真摯に反省し、即時事業を廃止し、地域に根付いた地域移行のための施策の抜本的な拡充のための方策を検討すること。

### 4. 介護保険との問題

#### (1) 介護保険との統合は行わないこと

障害者自立支援法の根本的な問題の背景には、介護保険の考え方の導入（利用料、障害程度区分など）が計られている点、更には、障害者施策を破壊する「介護保険への統合」を目論む仕組み（介護

給付という枠組みや地域生活支援事業の切り離しなど)がある。これを踏まえて、今後の障害者施策の基本的な方向性として介護保険との統合を行わないこと。

(2) 介護保険の優先を強めないこと

今年1月7日の障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団と国(厚生労働省)との基本合意において、新法制定にあたっての論点の中で「介護保険優先原則(自立支援法第7条)を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること」が明記された。

平成19年3月28日に出された「障障発第0328002号 障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について 1の②のア及びイ」で、重度障害者が介護保険対象者となった時に、介護保険サービスで対応できない場合は障害福祉サービスを受けることも可能となっている。しかし、実態として、全国の市町村では未だに65歳以上の障害者に対し、「心身の状況やサービスを必要とする理由」に関わらず介護保険の優先利用を強いる状況が続いているし、一部の市町村においては、介護保険の導入にあたって、介護保険事業の関係者が中心になってサービス設定を行い、実際のサービス水準の切り下げを行っているところもある。

これらの状況を改善し、長時間介助が必要な個々の状況を勘案して重度訪問介護等の障害福祉サービスのみ利用や補装具の給付を受けることが可能となるように、また、切り替えに当たっては、本人の意向の尊重とサービス水準の切り下げが行われないように国から全国の市町村に対して有効な指導を行うこと。

## 5. 利用者負担

昨年12月25日に閣議決定された障害保健福祉関係予算(案)の中では、低所得の負担軽減が盛り込まれ、今年1月7日には障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団と国(厚生労働省)との基本合意においても低所得の障害者の負担が無料となることが明確化された。来年度から、低所得1、2に属する住民税非課税者は、障害福祉サービスと補装具について負担が無料となった。このことは、負担のあり方の見直しの第1歩として評価できる点である。

しかし、利用者負担について当初300億円の費用を担保することが目指されながら、結果的には107億円程度の財政措置に終わったことから、自立支援医療については、負担軽減の対象とならなかったときく。自立支援医療についての負担軽減が課題として残されたことになる。

また、地域生活支援事業の「移動支援」や「地域活動支援センター」などの利用料は、別途徴収されていることについて、サービス体系が根本的に改革されるまでの間、国として利用料の負担軽減のための方策を検討すべきである。

更に、負担のあり方については、「障害を理由として係る費用」について本人負担を求めること自体が、障害者権利条約における「障害を理由とした不利益の禁止」という視点からみて大きな問題があることを踏まえ、利用者負担のあり方について引き続き抜本的な検討を行っていくべきである。

### 「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会

●呼びかけ団体 D P I 日本会議・全国自立生活センター協議会  
全国障害者介護保障協議会・全国公的介護保障要求者組合  
ピープルファーストジャパン・全国ピアサポートネットワーク

●連絡先 〒192-0046 東京都八王子市明神町 4-11-11-1F  
TEL : 0426-60-7747 FAX : 0426-60-7746 E-mail : [jil@d1.dion.ne.jp](mailto:jil@d1.dion.ne.jp)  
[http://www.j-il.jp/jil.files/daikoudou/daikoudou\\_top.htm](http://www.j-il.jp/jil.files/daikoudou/daikoudou_top.htm)

## <「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」賛同団体 639 団体>

結の会/労働者住民医療機関連絡会議/地域自立生活応援センター 共生舎/北海道ふくし人権ネット/  
C I L 下関/ピアサポートグループ・りらく立川/アド企画/自立生活企画/自立生活センター生活塾/  
障害者生活支援センター“ひびき”/自立生活センターCom-supprt Project/三鷹市障害者地域自立生  
活センターぼっふ/街かど自立生活センター/周南自立生活センター/自立生活センターいしずえ/大阪  
障害者労働センターのんきもの/清水障害者サポートセンターそら/C I L 宇部/自立生活センター立  
川/自立生活夢宙センター/ヘルプセンター・ぴっと in/童夢 KANSAI/全国公的介護要求者組合/第一若  
駒の家/障害者の自立支援ネットワーク/自立生活応援センターわかやま/身体障害者自立協会/障害者  
自立生活センター二人三脚/福祉教育社/いくの障害児(者)・家族地域支援センターほっと/特定非営  
利活動法人 Q&B ヘルプセンターじゃんぷ/NPO すてっふ/NPO 海から海へ/宝塚肢体障害者協会/きよし  
福祉ネット(宝塚市議会議員井上きよし後援会)/自立生活センター設立準備会(フリーワールドの会)  
/C I L もりおか/NPO 自立生活支援センター・もりおか/障害者自立応援センターYAH!DO みやざき/  
(社福) 幹福祉会/立川市在宅障害者の保障を考える会 アス/ふれあいの会/自立生活センターねりま  
/NPO いわき自立生活センター/自立生活センター e k u m o /福祉のまちづくりの会/日本 A L S 協会  
/在宅介護支援さくら会/自立生活センターさっぽろ/NPO 自立生活センターHANDS 世田谷/NPO ケ  
アズ世田谷/自立協力センターのべおか/リソースセンター いなっふ/NPO 西日本自立生活推進協議  
会/福岡自立生活支援協議会/福岡市自立生活協議会/NPO よかヘルプ/自立生活センター・ドリームハ  
ート博多/熊本市在宅障害者の介護保障を求める会/DPI 北海道ブロック会議/福島県全身性障害者等  
連絡会/C I L さが/NPO 自立支援センターおおいた/自立生活センターおおいた/自立生活センター・  
ナビ/自立生活センター・まいど/自立生活支援センター・ピア大阪/自立生活センター・おおさかひが  
し/自立生活センター・ある/自立生活センター・Flat きた/障害者自立生活センター・スクラム/自  
立支援センター・ぱあとなあ/自立生活支援センター・たかつき/自立生活センター・FREE/自立生  
活センター・ほくせつ 24/CIL 豊中/自立生活センター・やお/大阪骨形成不全症者連絡会 C a /ヒュー  
マンケア協会/NPO コンビニの会/「障害」者の差別と人権を考える会/八王子聴覚視覚障害者サポ  
ーター/八王子精神障害者ピアサポートセンター/自立生活センター太陽/自立生活センターたいと  
う/わかこま自立生活情報室/NPO 自立生活センターヒューマンネットワーク熊本/NPO 沖縄県自立生活  
センターイルカ/NPO P A I おきなわ/北部自立生活センター希輝々/障害をもつ子どもと家族の願い  
をかなえる会(かえるの会)/ケア八王子/NPO 自立生活センターSTEP えどがわ/電車にのるぞ障害者の  
会/いろりん/NPO ホップ障害者地域生活支援センター/NPO おおむた障害者応援センター/NPO 障害者生  
活支援センター市川/自立生活センター「サポート市川」/札幌いちご会/全国青い芝の会/NPO 自立生  
活センターハートいしかわ/たけのこ会/CIL 浦安ドリームセンター/NPO 日常生活支援ネットワー  
クパーティ・パーティ/自立支援センター・OSAKA/自立支援センター・OSAKA「ぼらん・ぼらん」/ハンズ帯  
広/NPO 町田ヒューマンネットワーク/就学時健康診断を考える会/障害を負う人々・子どもたちと「共  
に歩む」ネットワーク/福祉オンブズ香川/(社福) 七飯地域福祉ねっと/小規模通所授産施設 共働  
作業所 ToMo ハウス/UP T O D A T E /全国障害学生支援センター/NPO いばらき自立支援センタ  
ーぼぼんがぼん/地域・校区で「障害児・者」の生活と教育を保障しよう茨木市民の会/自立生活セン  
ター・日野/サポート日野/秋田 NPO アイアンドユウ/自立生活センター・東大和/C I L 青森/日本 ALS  
協会近畿ブロック/(有)エンパワーケアプラン研究所/自立生活センターP i n g あおもり/NPO あお  
もり 2 4 /共生共育支援センター/手の花の家/ワークセンター飛行船/居宅介護支援センターてのはな  
/自立生活センター板橋/NPO らいと/由目本社/障害者労働センター連絡会(DWC)/ベンチレーター使用  
者ネットワーク/札幌市公的介助保障を求める会/障害者問題資料センターりぼん社/そよ風のように  
街に出よう編集部/青山正さんを救援する関西市民の会/NPO ニコニコらいふ大田/自立生活セン  
ター・津/障害者サポートセンター アライブ・パル/NPO 自立の魂/NPO わいず/NPO 家族支援フォーラム  
/NPO 京都コリアン生活センター エルファ/静岡障害者自立生活センター/NPO I L センター福島  
/NPO Flat・きた/C I L 昭島/CIL くにたち援助為センター/C I L ふちゅう/自立生活センター チャ  
レンジド・ふじ/NPO 介護支援 ピア ケア/NPO 地域生活を考えよーかい/NPO 障害者生活支援センタ  
ー・てごーす/メインストリーム協会/阪神障害者解放センター/自立生活センターリングリング/自立  
生活センター神戸 Be すけっと/NPO 姫路自立生活支援センター/障害者情報クラブ IL センター/自立  
支援センターはあしすと/「障害者」の生活をひろげる場「どかどか」/「障害者」の生活をひろげる  
場「ぼかぼか」/グループホーム多歌多架/グループホームさくら/グループホームピース/ゆうの会/  
豊中精神障害者連絡会/自立生活センターちくご/自立生活センターくれぱす/幹福祉会昭島事業所/障  
害者の自立支援センター/NPO 被災地障害者センター/NPO 静岡ピアサポートセンター/NPO ひまわ

り事業団/ピープルファースト静岡/ホットハート静岡/富士見作業所/ひまわり労働センター/静岡頸  
髄損傷者連絡会/全国重度障害者ホームヘルプ協会/自薦ヘルパー（パーソナルアシスタント制度）推  
進協会/全国ホームヘルパー広域自薦登録協会/市町村障害者支援事業全国連絡協議会/自立生活セン  
ター小平//障害者自立支援センターしんいち/（社福）みんなが地域で生きるためのがまのほ/「が  
まのほ」後援会地域生活サポートセンター/キャベツの会/HANDS高知/土佐市在宅重度障害者の介  
護保障を考える会/NPO 広域協会/障害者自立生活・介護制度相談センター/全国「精神病」者集団/N  
PO共に結/西宮市の介助制度を良くする会/自立生活センター新潟/全国聴覚障害者連絡会議/NPO 中  
部障害者解放センター/NPO み・らいず/NPO ライフサポートネットワークいけだ/（社福）あいえる協  
会/いくの障害児（者）家族地域支援センター「ほっと」/自立生活センターえんじょい/自立支援セン  
ター・エポック/NPO 出発のなかまの会/ワークセンター飛行船/（社福）創思苑パンジー/フレンズ/パ  
ーソナルサポートひらかた/しどろもどろ作業所/南部障害者解放センター/（社福）自立支援協会/堺・  
自立をすすめる障害者連絡会/（社福）ぷくぷく福祉会/大阪精神障害者連絡会/（社団）大阪府精神  
障害者家族会連合会/自立生活支援センターわくわく/NPO HIT 精神障害者地域生活支援センター  
すいすい/箕面市障害者の生活と労働推進協議会/スマイルぷくぷく/すてっぷ 21/はっしんきち  
ザ・ハート/障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議/NPO 大阪障害者自立生活協会/NPO 自立生  
活センター・おのみち/広島県障害者の生活保障をすすめる連絡会議/サポートセンターりんく/小規模  
作業所「サラダクラブ」/NPO サポートセンターTIL/入所更生施設「穂高悠生寮」/「同松本圏域知的  
障害者生活支援センター」/愛媛頸髄損傷者連絡会/NPO サポートネット武蔵野/東交自動車部早稲田支  
部/兵庫頸髄損傷者連絡会/徳島車いす友の会/鳴門車いす友の会/自立を考える会[SUDACHI]  
/NPO 精神障害者ピアサポートセンターこらーるたいとう/NPO 障害者権利擁護センターくれよんらい  
ふ/日本アノレキシア・プレミア協会/全国頸髄損傷者連絡会/滋賀自立生活センター/NPO ディフェン  
ス/NPO 精神障害者支援の会ヒット/夢織り猫の会/24 時間介護が必要な山口さよのライフステージを  
支持する会/日替わり介護の会/NPO 自立生活センターグッドライフ/東京頸髄損傷者連絡会/ふくい愛  
の実行運動の会/福井市の介助制度を考える会/花の会/花の会「みんなの会」/「友花会」/共働舎花の  
会/すずらん/ワークたんぼぼ/たんぼぼ亭/チューリップ/スイートピー/希望の家/フラワーホーム/ぼ  
ばい/オリーブ/ブルー/ほうれん荘/さくら/CILかごしま/介助派遣サービスぶどうの木/福祉か  
ら文化を拓く「Viewの会」/バリアフリーぶどうの木/全国インターネット患者会 iddm. 21/  
スタジオ IL 文京/教育共生を考える広島県連絡会議/NPO-HIT 精神障害者小規模通所授産施設ト  
ータルハウス/NPO-HIT 精神障害者小規模作業所アトリエ・IK/NPO-HIT 精神障害者小規模作  
業所画布/風の子介護人組合/NPO さぼーとらぼ/NPO アップストリーム障がい者支援センター/ルー  
テル作業センタームゲン/愛知県重度障害者団体連絡協議会/愛知県重度障害者の生活をよくする会/  
中部脊髄損傷者連合会/愛知県頸髄損傷者連絡会/AJU 車いすセンター/愛の実行運動/（社福）AJU自  
立の家/ユートピア若宮の会/NPO 岡崎自立生活センターぴあはうす/車いすで街へ出よう会/精神障害  
者患者会 雑草/いっぽの会/愛知県ハンディキャブ連絡会/NPO チャレンジド/アジア障害者支援プロ  
ジェクト/日本ALS協会愛知県支部/トーキングエイダーズの会/やさしい住まいの支援ネット/名古  
屋マック/TYM ルーム/福祉ホームサマリアハウス/デイセンターサマリアハウス/わだちコンピュータ  
ハウス/ピア名古屋/AJU自立生活情報センター/ヘルパーステーションほかっと軒/障害者ヘルパー  
ステーションマイライフ/人権擁護センター・障害者110番/サポートJ/NPO 文福/福岡地域生活助け  
合いネットワーク”みのり”/全国公的介護保障要求者組合北海道支部/NPO あふネット/所沢びぐれっ  
と/NPO かめのすけ/（社福）釜ヶ崎ストロームの家/高槻市障害児者団体連絡協議会/高槻市身体障害  
者福祉協会/高槻市聴力障害者協会/高槻市肢体不自由児父母の会/高槻市腎友会/高槻市視覚障害者福  
祉協会/知的障害者育成会高槻手をつなぐ親の会/高槻市精神障害者家族連絡会/新宿ライフ・ケア・セ  
ンター/高槻地域生活支援センター/「障害児・者」の高校進学を実現させる会/近畿グループホームス  
タッフ研修会/全国グループホームスタッフネットワーク/淀川こころの病と共に歩む会/ほっこりく  
らぶ/小田原バリアフリーを考える会/ヘルプセンター・あるる/ケアシステム「わら細工」/NPO トニ  
ートニーILセンター博多/地域福祉作業所 IL ピース卵から/（社団）全国脊髄損傷者連合会/ヘルプセ  
ンターゆう/大阪市障害者生活支援事業連絡協議会/NPO-HIT 大阪ひがし精神障害者連絡会/ピアサポ  
ート北九州/劇団 MAM/NPO 東淀川ふれあい市民の会/障害者生活支援T I J/まちづくりネットワーク  
IN なにわひがし/NPO 自立ネットワークやまなし/大阪市精神障害者地域生活支援ネットワーク発足準  
備事務局/NPO 神奈川県障害者自立生活支援センター/神奈川県障害者運動団体連絡会/NPO つくし/NPO  
P. F. P. Cはたらきば/生きる会/自立生活センター・北/パーフェクトバスを走らせる会/車いすと仲  
間の会/知的障害児・者を対象にした居宅サービス事業者ネットワーク/（社福）聖フランシスコ会ア  
クティブグループホームみらい/（社福）聖フランシスコ会アクティブグループホームそら/豊田ハン

ディキャブの会/NPO 法人フリーステーションとよた/自立生活センター奈良サポート24/京都一滋賀地域合同労働組合/京都一滋賀地域合同労働組合・伏見織物加工支部/京都一滋賀地域合同労働組合・労災被災労組委員会/NPO 自立生活センター遊 TO ピア/ちいろば園/神奈川頸髄損傷者連絡会/ひらの地域生活支援センター時空想/ヘルプセンターほっぷ/NPO 法人だれもがともに小平ネットワーク/北海道頸髄損傷者連絡会/品川、地域で共に生きる会/大阪頸髄損傷者連絡会/CIL たすけっと/ゲマインダハス青空の家/(社福) あおい ホームワーク板屋/NPO 四葉の会/精神障害者小規模保護作業所 ワークあおい/岡崎肢体不自由児・者父母の会/障害者ヘルパーステーション「ていーだ」/サポートハウス「とものや」/かいごの社/社会館生活支援センター「ぴぽっと」/ヘルパーステーション「わはは」/余暇生活支援サービス「い〜ま」/ネットワークみなと/居宅介護事業所「わっしょい」/ライフサポート・ぶな/NPO 法人サポートハウス アイビー/地域生活支援センターにじ/ワークショップ・虹/誰もが使える交通システムにする会/日本の戦後責任を精算するため行動する北海道の会/NPO 自立支援ホームとことこの会/共に育つ教育を進める千葉県連絡会/グループホーム 津田であいの家/グループホーム にじの家/グループホーム ふなはしであいの家/NPO ドリーム/NPO ねこの手/障害児を普通学級へ・全国連絡会/日之出障害者会館/(社福) 親愛の里地域生活支援センター「親愛の里そよかぜ」/ワークショップ・虹/NPO いちごの会/どろんこ作業所/平塚の福祉を共に考える会/名古屋「障害児・者」生活と教育を考える会/NPO あつぎ障害者自立生活センター/(株) アイネック/ヘルパーステーション・それいゆ/(社福) 熱と光/医療的ケア連絡協議会/人工呼吸器をつけた子の親の会(バクバクの会)/NPO おりむ21/さまりたんプログラム/NPO コミュニケーション・アシスト・ネットワーク/まちだ在宅障害者・鎖(チェーン)の会/NPO じょいんと/レスパイトサービス ねのねっと結屋/難病をもつ人の地域自立生活を確立する会/ともに学びともに生きる江戸川の会/札幌みんなの会/かたろーそん/ホットぴあおゆみ野自立生活センター/地域生活支援 NPO ほっぷす/移動サポート「イージーライダー」/重症心身障害者グループホーム「ほっぷす」/障害者の地域生活と支援を考える会/ネットワーク「地域で暮らせる札幌をつくろう!」/“いきいき”障がいのある子の放課後を考える会/NPO 全国障害者生活支援研究会/アジア・ディスアビリティ・インスティテート/ILサポート夢風船/NPO ライフネットワーク/NPO あとち倶楽部/ヘルプセンター・すてっぷ/ヘルプセンター・ホップ/ヘルプセンター・じゃんぷ/ヘルプセンター・と・らいず/ヘルプセンター・フラッグ/障害者福祉作業センター赤おに/障害者福祉作業センター 青おに/重度身体障害者グループホーム とんとんハウス/ライフネットワーク作業所/グループホーム ほんわか/ヘルパー派遣センターすむ〜じい/すいた共働作業所/すいた共働作業所障害者就労支援センター/すいた自立支援センターねばーらんど/ぷくぷくワールド/自立生活センターいけいけ・こいこい/福祉作業所あざみ/福祉作業所アトム/大阪青い芝の会/日本ALS協会岩手県支部/みんなのわ/おおさか行動する障害者応援センター/あっとホームヘルパーステーション/CIL 高松/自立ケアシステム香川/青森パーソナルアシスタントシステム/自立生活センター・K2/OMIYA ばりあフリー研究会/NPO 大阪精神医療人権センター/全国障害者解放運動連絡会議/CIL 富山/部落解放同盟浅香支部/らくらくハウス/福祉作業所ラン/NPO やまぼうし/重度知的障害者グループホームみお/重度知的障害者グループホームわんど/知的障害者グループホームもぐさ/小規模作業所おちかわ屋/交流サロンべらもんと/里山耕房くらわさ/NPO 大阪精神医療人権センター/自立生活センター松江/頸髄損傷者連絡会・岐阜/社会福祉法人ほっと福祉会/心のバリアフリー市民会議/障害者問題を考える兵庫県連絡会議/福祉作業所「ぽこ・あ・ぽこ」/花の会みんなの会/上福岡障害者支援センター21/NPO 法人クレイハート/全国ポリオ会連絡会/CIL くまもと準備会 樹になる木/自立生活センターアシストMIL(ミル)/あいえるの会/居宅支援費利用者の会/知的障害者福祉作業センター“フレンドシップ”/自立共同ホーム“ヤベツ”/自立共同ホーム“シャローム”/身体障害者自立促進会“ベテスタ会”/全国公的介護保障要求者組合北海道支部/車椅子センター岡崎/自立サポートアクティブ/自立生活応援センター・和歌山 チャレンジ/全国公的介護保障要求者組合沖縄県支部/障害者地域活動センター乙訓の里・親の会/乙訓福祉会ライフサポート事業所/ハイツさくら(知的障害者グループホーム)/ハイツまんてん(知的障害者グループホーム)/ハイツ竹とんぼ(身体障害者福祉ホーム)/障害者地域活動センター乙訓楽苑/障害者地域活動センター乙訓の里/乙訓福祉会/明治大学点訳の会/グループホームひょうたんやまろくまんじ/自立生活センターとちぎ/ヘルパーステーションハレルヤ/自立生活センター大田IKJ/練馬区介護人派遣センター/船橋障害者自立生活センター/生活援助為センター/東海福祉移動研究協議会/紙すき工房“レインボーワーク”/身体障害者自立共同ホーム“めぐみの家”/身体障害者福祉作業センター“グローリー・ワーク大東”/自立生活センターFree Will/鈴木敬治と大田区移動介護要綱上限問題を闘う支援者一同/NPO 法人 在宅サポートセンターホット/南大阪地域を良くする会/特定非営利活動法人あとからゆっくり/障害者地域活動センター乙訓の里自治会/横浜市の障害者施策を考える連絡会/日野市在障会/グッドライフ/幹福祉会 ヘルプ協会国分寺/ヘルパーステーシ

ヨンおおばこ/特定非営利活動法人らいふ・すけっと/はっしんきち ザ・ハート/ピアサポートセンターたまご/全国青い芝の会 広島支部/ライフサポートセンターピアズ/夢IT工房/共同作業所 ハーフタイム/情報共同作業所 アイコラボレーション京都/特定非営利活動法人 なごみ/エンパワーメント京都/京都 SUNCROWS (ツインバ`スケット) /山形らいふめえと企画/つくば自立生活センターほにゃら/松本市障害者自立支援センター・ぴあねっと21/飯田市広域障害者自立支援センター/北九州自立生活センター/1型糖尿病インターネット患者会 iddm. 21/国障年東大阪連絡会/特定非営利活動法人 ピアケア/京都頰椎損傷者連絡会/ (有) Pride/CIL わらじ/社会福祉法人あしーど/ピープルファースト北海道/アクセス東京/インターネット患者会 iddm. 21/青森県障害者友の会コスモス/小規模作業所 WaiWai はうすコスモス/青森市障害者生活支援センターほっと/社会福祉法人 雪の聖母園/在宅「障害」者の地域での生活を獲得する会/NPO 法人ピープルファースト東京/グループホームクローバー/グループホームかおりハウス/南部障害者解放センター/自立生活センターマイロード/ドリフターズ滋賀/ACCESS-JAPAN/日本カトリック障害者連絡協議会/全国「精神病」者集団東京分会 四次元の会/日本DMDクラブ/NPO 法人 地域生活支援事業 ぴあとぴあ/わっこ自立福祉会/自立生活支援センター・フリーダム21/みさと共立病院 障害者自立支援法に反対する会/社会福祉法人コスモス福祉会 身体障害者授産施設コスモス/NPO 法人 イコール/精神障害者通所授産施設 アドバンスセンター自治会/所沢ファントム/特定非営利法人ケアサポートくらしき/社会福祉法人 あおぞら共生会/障害者パーソナルアシスタント足立/セカンドステージ/NPO 法人障害者生活支援センターおのころ島/ (有) Profit/障害者活動センター WILL/愛知県 精神障害者組織 Oの会/ピア・ネットワーク香川/生活支援センターまいらいふ大分/チャレンジドピープル・たんぼぼ/全国盲人援護会/NPO ココロ/ ヘルプ協会くになち/障害者の生活保障を要求する連絡会議/特定非営利活動法人 生活援助為センター/ネクスト/NPO 法人 ライフキーパーズ/ 小規模共同作業所癒やしの家/障害者の生活を創る会/自立生活センター・ピース/八王子障害者団体連絡協議会/ヘルプ協会たちかわ/CILいろは/CIL 湖北/NPO 法人 ボーダレス/NPO 法人夢の樹オホーツク/自立生活センター ちゃれんじ/パーソナルサポート ひらかた/自立生活サポートセンター・もやい/よかとも/日本自立生活センター/札幌わがままねっと/NPO 法人 ライフサポートりぼん/together 広島/障害のある人の自立支援を考える会/NPO 法人障害者自立生活センター・I L e e i s m/CILほっとらいふ/ほっとスペース八王子/NPO ふくしネットにいざ/NPO 法人 CORE/浜松自立支援センター/障害者自立支援グループサークル90/NPO 手話センターひろしま/NPO 法人つばさの会/NPO 法人BAKU/兵庫県精神障害者連絡会/CIL かなべ/かなべ車椅子の会/静岡障害者自立生活センター/一般社団法人盲導犬を支援する会/自立生活センターアークスペクトラム/全国「精神病」者集団

#### <賛同個人 126名>

寺田さち子/山田州/中島秀司/甲斐幸峰/西原拓児/加瀬淑子/山口さよ/山口昭二/深町正/長野英子/藤田恵功/小川秀司/廣瀬穰/金丸佐知子/金丸イツ子/甲斐たまみ/木村松子/福田豊年/福田哲子/福田哲彦/福田あけみ/小野智美/西崎香代子/山口昭二/松田勇/松田みさ子/落合享/落合大六/浜田康男/上田美代子/谷川睦雄/小堀直子/廣瀬 穰/山野内寿江/加藤章/福島久美/平山晶士/岩瀬丈晴/神谷由紀子/西村浩/永津岩雄/永津由香理/永津晴代/永津仁美/今井隆裕/西山忠司/ささきあしゅら/徳久佳子/桑島啓介/廣島亜希子/齊藤進治/杉江徳長/内海光雄/立山尚/松井秀彦/大谷学/関口知佐子/田形則夫/池田達明/水谷克博/渡辺正直/豊田絢子/田所祥/山本伸広/渋谷治巳/植木雅武/井出順子/森裕二/若木政人/内海光雄/内藤直太郎/永瀬景一/大澤/市江由紀子/櫛田美知子/井出順子/田形則夫/森孝一/岩田守雄/藤垣直也/鶴沢敬治/齊藤徹/山口収/笠原真帆/井出一史/奥村芳春/安蔵重史/板谷みきょう/常盤秀樹/三窪満郎/神谷由紀子/吉弘美智子/後藤篤謙/谷口 昭夫/奥野祐一/伊藤仁乃/井代佳明/渡辺実/森行雄/古井透/工藤啓子/野田大祐/山中明/増島智子/山川秀樹/小島功/大澤博/杉江徳長/森泰一郎/石川照茂/吉田康彦/中村茂之/樋口英樹/坂本やすこ/湯川雅也/富田直史/加古雄一/木村斉/天野勇司/伊藤雅哉/田所淳/山下正一/菊池由典/吉田 和弘/深澤広明/関根博/中嶋英善/村山美和/菅原博華/厩田明宏/東亮一/栃本一弥